

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

(1) 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的。
(地理的要因や障害の有無等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ることが重要)
※改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
- 生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わる力を身につけることを含めた、スポーツ・文化芸術の役割や意義も尊重する必要。
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域においてスポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることを期待。

(2) 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。
＜新たな価値の例＞
生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、地域クラブ活動の定義・要件や認定主体、認定方法等を国として示す必要。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。
【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。 + ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。
※学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要。

(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- 上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと。 ● 具体的手法は地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること。
- 活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること。 ● 対面とデジタルを最適に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること。
- 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。

2. 改革推進期間の成果と課題

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を進めている地方公共団体等も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。そのためにも、国において実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要。

3. 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等に合った望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。
※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるところから取り組むことなどもあり得る。

改革の 進め方	・<u>休日</u>については、<u>次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。</u> ※地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。 ※<u>中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施。</u> ・<u>平日</u>については、<u>各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。</u>まずは、<u>国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める。</u>
次期 改革期間	「<u>改革実行期間</u>」（<u>前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度</u>） ※現時点で着手していない地方公共団体においても、<u>前期の間に休日の地域展開等に着手。</u> ※<u>平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進。</u>
費用負担 の在り方等	・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、<u>受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討</u>する必要。 ・公的負担については<u>国・都道府県・市区町村で支え合う</u>ことが重要。 ・企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、<u>新たな財源の確保も有効に組み合わせていくことが重要。</u> ・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐ、<u>経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要。</u>

※改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、スポーツ推進委員等と適切に役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要。

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることも重要。

5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定。
- 今後、こうした地域クラブ活動の意義や地域展開の進捗等の実態を踏まえつつ、学習指導要領の次期改訂時にあわせて、学校部活動と地域クラブ活動に関する記載の在り方を検討（具体的な内容については、最終とりまとめまでに更に検討を深める）。

【各論（個別課題への対応等）】 ※実証事業における取組・成果の分析等も踏まえ、最終とりまとめまでに更に検討を深める。

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備（組織体制・財務基盤の整備、ICT活用による事務処理の効率化等）
2. 指導者の質の保障・量の確保（多様な人材の発掘・マッチング・配置、大学生の活用、指導を望む教師の兼職兼業の推進、ICTの効果的活用、指導者資格の在り方検討、研修の充実、平日と休日の一貫指導（地域クラブと学校の連携強化等）等）
3. 活動場所の確保（学校施設の優先利用・使用料の減免等のルール作り、スマートロック等による鍵の受け渡しの負担軽減、指定管理者制度の活用促進等）
4. 活動場所への移動手段の確保（スクールバスの有効活用、地域公共交通との連携等）
5. 大会やコンクールの運営の在り方（地域クラブの参加促進、運営体制の整備・運営方法等（教師の引率等の負担軽減等を含む））
6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進（効果的な周知・広報等）
7. 生徒の安全確保のための体制整備（事故等の防止、暴力・暴言等の不適切行為の防止、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化、生徒及び指導者の保険への加入、地域の専門家のネットワーク化、トレーナーの効果的な活用・資格の在り方検討等）
8. 障害のある生徒の活動機会の確保（体制整備等において考慮すべき特有の事情、障害者対応指導ツールの活用や研修等を通じた指導者の資質・の応力の向上等）

Ⅲ. 連携・協働の推進に向けて

1. 連携・協働の推進に向けた環境醸成

(2) 分野毎の指針・通知の策定

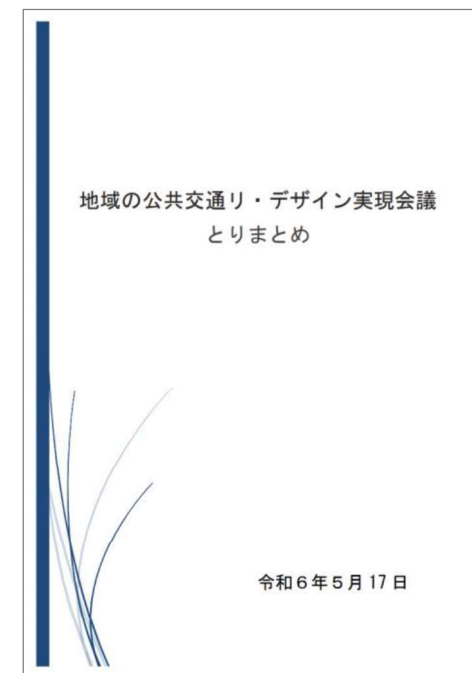
① 教育・子育て・スポーツ分野

b) スクールバス車両の空き時間活用に係る取扱いの明確化

～児童生徒等の登下校以外の空き時間に、スクールバスを地域住民の移動手段や、**部活動の地域連携・地域クラブ活動移行に係る移動手段の確保等のための用途に利用することが可能であることを取り組む意義や留意事項とともに明確化する。**

f) 部活動の地域連携・地域クラブ活動移行における移動手段の確保

部活動の地域連携・地域クラブ活動移行にあたり、複数の中学校の生徒が参加して合同部活動や地域クラブ活動を実施する場合には、他の中学校や公共施設等への生徒の移動手段を確保する必要がある。この際、**新たな路線の見直しや停留所の設定、ダイヤの調整等を通じた既存の地域公共交通や、AIオンデマンド交通等の新技術の活用について検討することが必要となることから、地方公共団体の交通部局と教育部局、スポーツ・文化部局等の間で、十分な調整を行うことが望ましい旨を、地方公共団体の関係部局に周知を行う。**

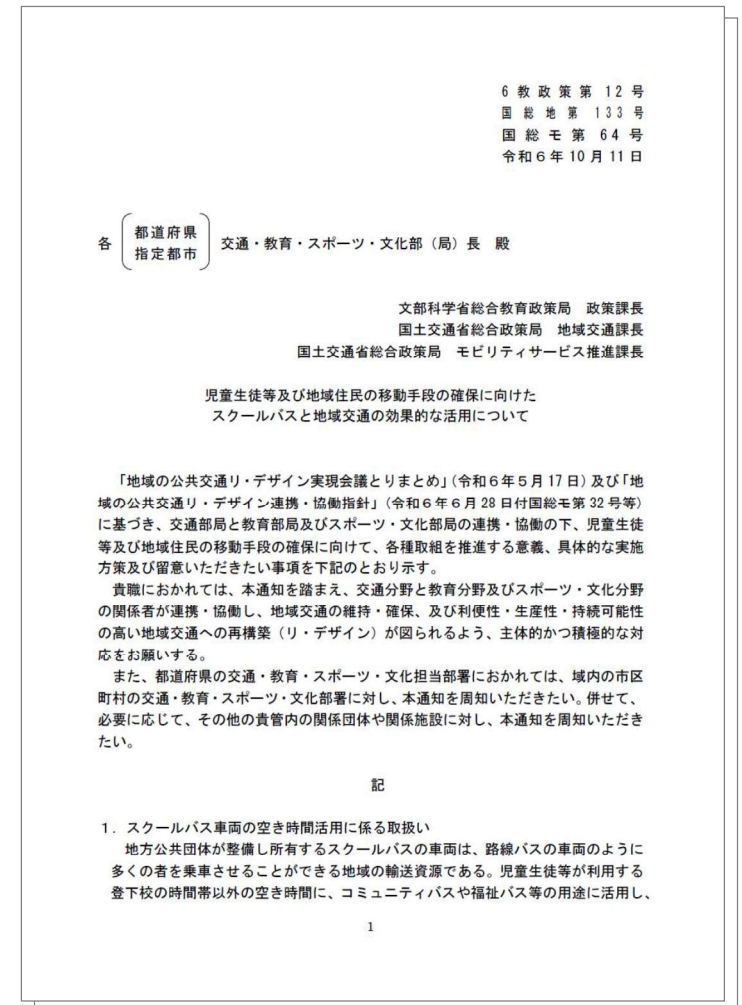


児童生徒等及び地域住民の移動手段の確保に向けたスクールバスと地域交通の効果的な活用について（令和6年10月11日）

✓ 令和6年10月11日に、**文部科学省と国土交通省が連名で**、
「児童生徒等及び地域住民の移動手段の確保に向けたスクールバスと地域交通の効果的な活用」に関する文書を発出。

✓ 本文書において、示されている項目は、以下のとおり。

1. **スクールバス車両の空き時間活用に係る取扱い**
2. スクールバスへの地域住民の利用（混乗）に係る取扱い
3. スクールバス運行の交通事業者への委託に係る取扱い
4. スクールバスの地域公共交通への集約に係る取扱い
5. **部活動の地域連携・地域クラブ活動移行における移動手段の確保**
6. **交通部局と教育部局及びスポーツ・文化部局との連携・協働の推進**
7. 相談体制



「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開

(令和6年度補正・令和7年度予算)

「交通空白」の解消、多様な関係者の連携・協働等による持続可能な地域交通への進化

■「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト

喫緊の課題である「交通空白」の早期解消等に向け、

- ・「交通空白」の課題がある自治体において、都道府県が先導する場合も含め、公共/日本版ライドシェア導入等を総合的に後押し

(調査・計画策定・合意形成、実証運行に係る車両・システム・運行費等の支援)

- ・地域の多様な主体の連携・協働による「共創」実証運行、MaaSの広域化等支援

- ・『「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム」パイロットプロジェクト推進

(官民連携、地域間連携、モード間連携の広域的解決モデルを横展開)



■訪日外国人旅行者受入環境整備 (観光庁予算)

訪日外国人旅行者の「観光の足」確保に向け、

- ・公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
- ・乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
- ・多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備

■交通DX・GXによる省力化・経営改善支援

配車・運行管理システムの導入・共通化、キャッシュレス決済の導入等支援



■自動運転の社会実装に向けた支援

自動運転大型バス等への支援を強化



■交通分野における人材確保支援

2種免許取得、採用活動等、人材確保を支援

■財政投融资 (鉄道、バス、タクシー等のDX・GX投資に対する出融資)

(令和7年度: 135億円)

■地域公共交通計画・協議会のアップデート支援

「交通空白」解消に向けた実態把握やモビリティデータの利活用等の支援

■ローカル鉄道再構築

再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援

■地域公共交通再構築 (社会資本整備総合交付金)

地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援

■EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援



EVバス充電施設の設置

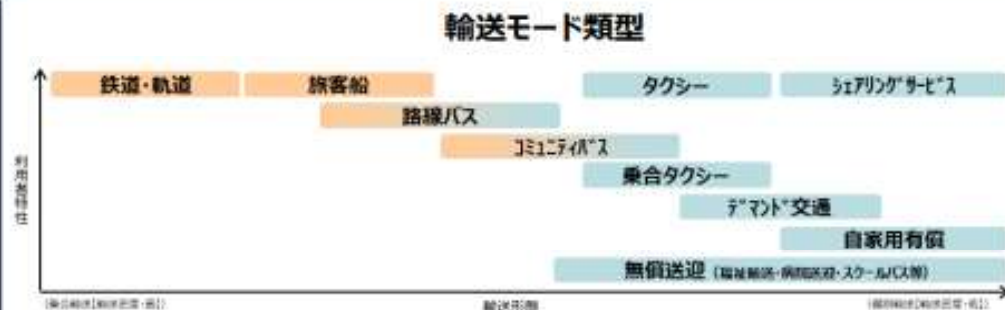
地域公共交通の維持・確保等

■生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等

- 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
- バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援

- 地域鉄道における安全対策 (鉄道施設総合安全対策事業費等)
- 安全に問題があるバス停の移設等

- 「交通空白」の早期解消に向け、**公共・日本版ライドシェア**等を活用した多様な関係者の連携・協働による取組等、**「地域の足」確保を総合的に後押し**。
- あわせて、「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」における取組を踏まえつつ、官民連携、地域間連携、モード間連携による**一斉解決モデルを横展開**。



1. 「交通空白」解消緊急対策事業

- 自治体が、**「交通空白」解消に向け**、公共ライドシェア・日本版ライドシェアやAIデマンド、乗合タクシー導入等に新たな取組む場合、都道府県が先導する場合も含め、**立ち上げに要する費用**を支援。

<主な要件>

- 1) 従前から開始されているサービスの継続・拡充ではないこと（新規性）
- 2) 地域公共交通計画に現に位置づけられていること、又は、位置づけられる見込みがあること

<補助対象> 都道府県、市町村、交通事業者 等

<支援内容> 調査・計画策定・合意形成、実証運行に係る車両/システム導入・運行費等

<補助率> 500万円まで定額、500万円超部分は2/3 等



日本版ライドシェアによる
買物や通院・通勤等への対応

「『交通空白』解消・官民連携PF」 パイロットプロジェクト

- 交通空白に係る共通のお困りごとについて、全国各地での一斉解消を目指し、参加企業・団体と自治体・交通事業者が取り組む先導的モデルに係る実証事業

2. 共創モデル実証運行事業

3. 日本版MaaS推進・支援事業

4. モビリティ人材育成事業

- デジタル技術等も活用し、**官民共創**（自治体・交通事業者間の連携・協働）、**交通事業者間共創**（複数事業者・モード間の連携・協働）、**他分野共創**（医療・教育・エネルギーなど交通以外の分野との垣根を越えた連携・協働）により取り組む事業や共創を支える仕組みづくりを支援 等

- <補助率>
- A. 中小都市、過疎地など 500万円まで定額、500万円超部分は2/3
 - B. 地方中心都市など 2/3
 - C. 大都市など 1/3 等
- ※4.については定額

	協議会の設置		保護者・競技団体等への説明会の開催			生徒・保護者教員・関係者等への実態把握の実施			関係部局等との組織体制					方針 手引き 推進方針等 策定状況				改革の 方向性					実証事業		中学校における 地域連携 への取組状況																											
	①設置済	②未設置	①令和6年度に開催	②令和5年度以前に開催	③今後、開催を検討	①令和6年度に実施	②令和5年度以前に実施	③今後実施予定	※HP等での公表					①学校教育主管	②地域スポーツ・文化主管	③改革推進室等を設置・所管	④共管（①②相互が業務分担）	⑤その他	①策定済	②R6中に策定予定	③R7以降に策定予定	④その他	まずは、平日・休日の地域移行（予定を含む）					まずは、地域連携					協議・検討が必要					①地域スポーツクラブ		②地域文化クラブ		①学校部活動の全部、または、一部において地域連携の取組を実施				②学校部活動の全部、または、一部において地域移行の取組を実施				③地域連携・地域移行の取組を併行して実施		④実施していない
下関市	○				○	○										○				○		○								○	◎							○														
宇部市	○		○				○		○							○			○											◎							○															
山口市	○				○	○			○					○			○		○											○	◎							○														
萩市	○		○			○			○					○					○											○	◎						○															
防府市	○		○			○			○	○									○											○	○						○															
下松市	○		○			○							○						○																	○																
岩国市	○				○		○						○					○																		○																
光市	○		○				○		○				○						○											◎						○																
長門市	○			○			○		○				○						○											◎							○															
柳井市	○		○				○					○							○																○																	
美祢市	○			○			○		○				○						○											○	○				○																	
周南市	○		○				○								○				○											○					○																	
山陽小野田市	○		○			○							○						○																○																	
周防大島町	○			○			○		○				○						○																○																	
和木町	○				○	○								○																					○																	
上関町	○			○			○			○									○																○																	
田布施町	○				○		○			○									○																○																	
平生町	○		○				○		○		○								○																○																	
阿武町	○		○				○				○								○																		○															
計	19	0	10	4	5	8	11	0	9	3	3	6	4	3	15	2	2	0	7	10	1	1	0	9	5	7	7	2							2	3																

＜備考＞

- (1) 協議会の設置 ⇒ 19市町で設置
- (2) 説明会の開催 ⇒ 10市町で令和6年度に開催 4市町で令和5年度以前に開催 5市町で今後開催を検討
- (3) 域内の実態把握の実施 ⇒ 8市町で令和6年度に実施 11市町で令和5年度以前に実施 ※9市町でHP等に公開
- (4) 関係部局等との組織体制
- ・6市町：部活動改革推進室や地域クラブ推進室等を設置し、業務を担っている。（※設置部局は、様々）
 - ・山口市：交流創造部内に①、②とは独立した部活動地域移行推進室を据え、教育委員会をはじめとする関係部署と連携している。
 - ・周南市：学校教育課、スポーツ振興課、文化振興課、生涯学習課、教育政策課、地域づくり推進課、公益財団法人周南市文化振興財団、公益財団法人周南市スポーツ協会が業務分担し、共管で行っている。
 - ・和木町：社会教育関係課が中心となり、教育委員会関係部局全体が主管している。
- (5) 方針等の策定状況
- 方針等名称
- 15市町において、県方針を踏まえた市町方針等を策定（※案を含む）
- (例)
- ・宇部市：「宇部市地域クラブ設立の手引き」（R5.10月）、「宇部市中学校部活動及び地域クラブ活動運営方針」（R5.12月）
 - ・山口市：「山口市中学校部活動の地域クラブ活動への移行に関する推進方針」（R6.3月）
 - ・防府市：「防府市地域クラブ活動推進方針」（R6.6月）、「防府市地域クラブ活動の運営に関するガイドライン」（R6.12月）
 - ・下松市：「下松市地域クラブ活動推進プラン」（R6.3月）
 - ・岩国市：「岩国市中学校部活動の地域移行に向けた取組方針（初版）」（R6.3月）
 - ・光市：「光市中学校部活動の地域移行に係る基本的な考え方」（R5.12月改正）
 - ・長門市：「長門市中学校部活動地域移行の体制等の素案」（R5.10月）
 - ・美祢市：「美祢市地域クラブ活動に関する推進指針」（R6.3月）
 - ・周南市：「周南市地域クラブに係る方針」（R5.10月）
 - ・山陽小野田市：「山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制整備基本方針」（R6.11月）
 - ・周防大島町：「周防大島町地域クラブ活動ガイドライン」（R6.1月）
 - ・上関町：「上関町新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（R5.12月）
 - ・田布施町：「田布施町新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（R6.2月）
 - ・平生町：「平生町新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（R6.3月）
 - ・阿武町：「阿武町における中学校部活動の地域移行に向けて」（R6.3月）
- (6) 地域スポーツクラブ活動体制整備事業及び地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業への取組
- ※ ○・・・令和5年度より ◎・・・令和6年度新規自治体（※予定を含む）
- (7) 特色のある取組
- ・しゅうなんコミュニティクラブ：13中学校区に、それぞれ1つずつのクラブを設置し、放課後の時間帯に、中学生が学校に集まり、自分たちで話し合って計画し、地域の中で多世代と活動する。（周南市）
 - ・萩市CS1プロジェクト：中学校区のコミュニティに、小中一貫指導を行う1つのクラブの設立により、生活圏内で、活動できる環境の構築にむけた機運を高める。コミュニティの指導者やニーズにあった活動を期待している。（萩市）